

特別会計に関する法律施行令第五十一条第七項第一号の内閣総理大臣が定める同号イに掲げる交付金に係る基準を定める件

昭和五十六年十月二十六日	告示
平成十二年十二月二十七日	全部改正
平成十四年四月十九日	一部改正
平成十六年四月一日	一部改正
平成十九年三月三十一日	一部改正
平成二十四年九月十四日	全部改正
平成二十五年三月二十九日	一部改正
令和三年四月一日	一部改正

特別会計に関する法律施行令第五十一条第七項第一号に規定する原子力発電施設等（以下「原子力発電施設等」という。）加工施設（以下「加工施設」という。）又は試験研究炉等（以下「試験研究炉等」という。）の設置が、その区域内において行われ、若しくは予定されている都道府県（以下「所在都道府県」という。）に隣接する都道府県について内閣総理大臣が定める同号イに掲げる交付金に係る基準は、その区域の一部が発電用施設周辺地域整備法（昭和四十九年法律第七十八号）第二条に規定する発電用施設のうち原子力発電施設（設置する予定のものを含む。）の周囲三十キロメートルの区域内にある市町村又は原子力発電に使用される核燃料物質の再処理施設その他の原子力発電と密接な関連を有する施設（以下「再処理施設等」という。）加工施設若しくは試験研究炉等の設置がその区域内において行われ、若しくは予定されている市町村（以下「所在市町村」という。）に隣接する市町村（当該市町村に係る再処理施設等、加工施設若しくは試験研究炉等の設置がその区域内において行われ、又は予定されている都道府県に隣接する都道府県の区域に含まれるものに限る。）であって、その地勢、位置その他の自然的条件及び人口の分布その他の社会的条件に照らして、次に掲げる事業を行うことが、その区域内の住民の安全の確保に資することとなるものをその区域に含む都道府県であることとする。

- 一 所在都道府県と国の機関、所在市町村及び避難住民を受け入れることとなる都道府県とを結ぶ電気通信設備であつて、当該原子力発電施設等、加工施設又は試験研究炉等による災害が発生するおそれがあり、又は発生した場合の緊急時（以下単に「緊急時」という。）において連絡の用に供するための電気通信設備の設置及び維持に係る事業
- 二 緊急時における住民の安全を確保するための施設及び緊急時における防災業務に従事する者の安全を確保するための物品の整備に係る事業、緊急時において必要とな

る医療に用いられる施設及び物品の整備に係る事業並びに緊急時における住民の安全の確保のため当該原子力発電施設等、加工施設又は試験研究炉等の周辺の警備を行う警察官の業務体制を維持するための施設及び物品の整備に係る事業

三 緊急時における住民の安全の確保に関する調査に係る事業、緊急時における安全の確保に係る知識の住民に対する普及に係る事業及び緊急時における防災業務に従事する者の住民の安全の確保に係る知識の習得に係る事業

四 原子力災害対策特別措置法(平成十一年法律第百五十六号)第十二条第一項に規定する緊急事態応急対策等拠点施設の整備又は維持に係る事業

五 住民の円滑な避難又は一時移転を確保するための交通誘導対策等の強化に係る事業及び地域防災計画(災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第二条第十号に掲げる地域防災計画をいう。)に位置付けられた避難経路上の改善に係る事業並びに避難を円滑に行うための課題調査、効果検証及び事業効果の普及その他住民の円滑な避難又は一時移転の確保に係る事業であって内閣総理大臣が必要と認めるもの

昭和三十六年十月二十六日総理府告示第四十六号

電源開発促進対策特別会計法施行令(昭和三十九年政令第三百四十号)第一条第一項第一号の規定に基づき、同号の内閣総理大臣が定める同号イに掲げる交付金に係る基準を次のように定める。

電源開発促進対策特別会計法施行令第一条第一号の内閣総理大臣が定める基準を定める件(昭和三十二年一月十四日総理府告示第三号)は、廃止する。

平成十二年十二月二十七日総理府・通商産業省告示第五号

電源開発促進対策特別会計法施行令(昭和三十九年政令第三百四十号)第一条第一項第一号の規定に基づき、同号の文部科学大臣及び経済産業大臣が定める同号二に掲げる交付金に係る基準を次のように定め、平成十三年一月六日から施行する。

なお、昭和三十六年総理府通商産業省告示第二号(電源開発促進対策特別会計法施行令第一条第一項第一号の内閣総理大臣及び通商産業大臣が定める同号二に掲げる交付金に係る基準)は、平成十三年一月五日限り、廃止する。

平成十四年四月十九日文部科学省・経済産業省告示第八号

電源開発促進対策特別会計法施行令(昭和三十九年政令第三百四十号)第一条第一項第一号の規定に基づき、平成十二年総理府・通商産業省告示第五号(電源開発促進対策特別会計法施行令第一条第一項第一号の文部科学大臣及び経済産業大臣が定める同号二に掲げる交付金に係る基準を定める件)の一部を次のように改正する。

////////////////////////////////////
平成十六年四月一日文部科学省・経済産業省告示第四号

電源開発促進対策特別会計法施行令(昭和四十九年政令第三百四十号)第一条第一項第一号の規定に基づき、平成十二年総理府・通商産業省告示第五号(電源開発促進対策特別会計法施行令第一条第一項第一号の文部科学大臣及び経済産業大臣が定める同号二に掲げる交付金に係る基準を定める件)の一部を次のように改正し、平成十六年四月一日から施行する。

////////////////////////////////////
平成十九年三月三十一日文部科学省・経済産業省告示第七号

特別会計に関する法律施行令(平成十九年政令第百二十四号)第五十一条第一項第二号の規定に基づき、平成十二年総理府・通商産業省告示第五号(電源開発促進対策特別会計法施行令第一条第一項第一号の文部科学大臣及び経済産業大臣が定める同号二に掲げる交付金に係る基準を定める件)の一部を次のように改正し、平成十九年四月一日から施行する。

////////////////////////////////////
平成二十四年九月十四日文部科学省・経済産業省告示第七号

原子力規制委員会設置法(平成二十四年法律第四十七号)の一部の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、及び関係法令を実施するため、平成十二年総理府・通商産業省告示第五号(特別会計に関する法律施行令第五十一条第一項第二号の文部科学大臣及び経済産業大臣が定める同号二に掲げる交付金に係る基準を定める件)の全部を改正する告示を次のように定め、平成二十四年九月十九日から施行する。

////////////////////////////////////
平成二十五年三月二十九日内閣府告示第三十六号

原子力規制委員会設置法(平成二十四年法律第四十七号)の一部の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、及び関係法令を実施するため、平成二十四年文部科学省・経済産業省告示第七号(特別会計に関する法律施行令第五十一条第七項第一号の内閣総理大臣が定める基準を定める件)の一部を次のように改正し、平成二十五年四月一日から施行する。

////////////////////////////////////
令和三年三月三十一日内閣府告示第十三号

特別会計に関する法律施行令第五十一条第七項第一号の規定に基づき、平成二十五年内閣府告示第三十六号(特別会計に関する法律施行令第五十一条第七項第一号の内閣総理大臣が定める同号イに掲げる交付金に係る基準を定める件)の一部を次のように改正し、令和三年四月一日から施行する。